

2014 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 16 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 櫻村志郎

第 16 回学会奨励賞（著書部門）は、松原英世会員の著書『刑事制度の周縁——刑事制度のあり方を考える』（成文堂刊）に授与されます。なお論文部門の受賞は該当作品がありませんでした。

本書は、刑事制度を対象とする法社会学研究として重要で魅力のある問題を多面的に浮き彫りにしており、学会奨励賞の受賞対象としてふさわしいものであると考えます。その理由について、選考委員会の議論を踏まえて、説明します。

本書は、表題の示す通り、刑事法制度の法社会学的研究です。

本書の各章は、著者が刑事制度の「周縁的現象」とよぶものを対象として、「現代社会で刑法・刑罰の果たしている・果たすべき役割」を考察したものです。「刑事制度」とは、刑法・刑罰を用いて社会に働きかける制度をやや広めに指すものと思われます。本書では、第 1 章から第 4 章では、社会の一般のメンバーのもつ集合的意識が、刑事制度のさまざまな側面にいかに影響しているかが問題とされます。ここでは、刑事制度におけるリハビリテーション理念の後退、そしてそれと関連しながら生じてきたポピュリズム的意識のあり方の解明などがなされています。第 5 章から第 8 章は、著者の以前からの関心事である経済活動の分野における刑事法的規制のあり方の現代的変動が取り上げられています。ここでは、やはり、刑事制度思想における政策志向的刑法観の高まりなどに着目しつつ、サザーランドによるホワイトカラー犯罪概念の登場から、グローバル社会における規制のハーモナイゼーションの動向まで、刑事制度の社会的機能・役割の変動が追跡されています。第 9 章は、四国地方における少年補導センターの活動が対象とされます。これは、「地域の非行防止活動に係る行政機関、団体、民間が参加して、活動を総合的・計画的に実施するための拠点」だそうです。著者は、少年補導センターの活動が四国内で予想以上に多様であることに気づき、その多様性を、センターが活動する地域の特性に関連付けて理解しようとしています。

本書は、7 年間にわたって発表されてきた研究の集成であること、各章のもとになった論考の公表媒体も、学術誌、紀要、論文集などと多様であるため、単一の対象についての統合された研究ではなく、各章は、むしろ独立した研究として読むことができるものです。しかし、これらは関連性の薄い研究なのかというと、そうではなく、著者がまえがきで述べるように、これらの諸研究には、デュルケミアンの社会学的視角を繰り返し適用することで、刑事制度の周辺的对象に繰り返し光をあてる結果として、

現代の社会における犯罪と刑罰の重要な側面がうかびあがるという、ある種の統一性が見て取れます。そして、これが本書の法社会学研究としての魅力と言えます。

本書は、犯罪という現象について、社会メンバーの視点と、刑事法専門家の視点を同時に問題にすることで、犯罪と刑罰に関する伝統的な自明性が失われ、また、犯罪への科学的アプローチによって唱えられたリハビリテーションの理念も色あせ、秩序不安と結合した犯罪恐怖が社会的な広がりをもたらはじめ、その中で功利的・政策的刑事政策が進展していくという大きな社会変動を浮き彫りにしているように思います。そのような大きな社会変動に関連して、著者の分析の中では、「犯罪」とは何か、「刑罰」はいかに使われるべきか、という重要な問題が繰り返し提起されており、その点に関する分析はとりわけ示唆的です。また、刑事制度の周辺現象にかかわる問題を取りあげることで、犯罪や刑罰が、民事的、行政的その他の非刑事的な手段とともに、考察されています。本書は、罪、罰、回復、予防などの刑法現象に限定されることなく、現代の法と社会変動との関係という魅力あるテーマについて、一定限度、社会学的解明を行うという成果をもたらしたと思われる。もちろん、このテーマは、なお追求されるべきものです。選考委員としては、著者に、より広く、また、より深く、こうした問題の追求を続けてほしいと願い、また、学会として著者の一貫した研究が本書のような形でまとめられえたことを讃えるべきものと考え、奨励賞（著書部門）を授与することとしました。

受賞の言葉

受賞の言葉——第16回 学会奨励賞（著書部門） 松原英世（愛媛大学）

この度は、拙著に対し学会奨励賞を賜りまして、まことにありがとうございます。はからずものことで驚いておりますとともに、ずいぶんと恐縮しております。といいますのも、本書を刊行するにあたっては多分に私的な事情が絡んでいたからです。

大きくは2点ありますが、1つはあまりにも私的なことゆえ省略させていただきます。もう1つは、『刑事制度の周縁』というタイトルに込めた思いです。「はしがき」では、周縁的な領域を考察することでかえって刑事法における本質的な問題を描けるのではないか、などともっともらしいことを述べておりますが、実はそうした意図に加えて、そこに自身のアイデンティティを投影してもいます。

私の専門は刑事政策学です。刑事法学においてはもともと周縁的な領域なのですが、司法試験科目から外れて以降、また、ロースクールができて以降、刑事政策学はますます周縁に追いやられています。こうした状況は、「ピラミッドのように不動」といわれた刑事法が近年のように立法の時代を迎えても変わりそうにありません。さらにいえば、私のような研究は刑事政策学のなかでも周縁的なもののように、刑事政策学においてもどちらかといえば規範的な研究が主流となっています。そのような中で、どうせ受けないだろうと思いつつ、こうした研究も面白い（重要だと）と思うのだけれど、とそとつづやいてみたのが本書です。

そういうわけで、本書に対して学会賞をいただけたことは、私にとって大変に嬉しいことです（とともに、長年アイデンティティ・クライシスに悩まされていた者としては、法社会学研究者の末席にも加えていただけた（？）と思うと喜びもひとしおです）。選考委員会の先生方には心より感謝申し上げます。

また、研究環境が悪化しつつあるなかで、本書を愛媛大学法学会叢書の一冊として出版する機会を与えていただいた愛媛大学法文学部の同僚諸氏にも深く感謝申し上げます。

最後に、お世話になった先生にお礼を述べさせて下さい。本書をまとめるにあたって多くの方々の世話になりましたが（指導教授である前野育三先生をはじめ、本書に収めた論文のほとんどはお世話になった先生方の記念論集に書かせていただいたものです）、ここではお一人の先生のお名前を挙げるにとどめたいと思います。「はしがき」にも書きましたが、本書に収録された論文はすべてパークレーへの留学以降に書かれたものです。そのうち2編は留学中に執筆し、他の2編は留学中に出席した講義や研究会でその構想を得たものです。まったく関心のなかった私に強く留学を薦めて下さり、さらには、そのコーディネートをしていただくとともに、海外に向けて強く背中を押していただいた宮澤節生先生にこの場を借りてお礼申し上げます。

この度は、本当にありがとうございました。